

平成21年 9月30日

各部・課長 殿

笠岡市長 高木直矢

平成22年度予算編成について（通達）

昨年秋以降の経済危機は、最悪期は脱したとの見方もあるが、依然として雇用・所得環境は、深刻な状況であり、法人市民税をはじめとする市税収入の見通しは非常に厳しいものとなっている。

また、こうした状況を打破するための国の経済対策は、地域経済の回復に効果を上げつつあるが、新しい政権による政策転換が進められている状況下において、本年度の財政運営についても影響が懸念されており、今後も慎重な対応が必要である。

さらには、平成22年度の国の予算編成や税制改正についても具体的な内容が不透明であり、地方財政を取り巻く環境は混沌とした難しい局面となっている。

このような中で、基礎自治体として重要なことは、真の使命を見極め、自治基本条例に掲げられている「自主と自立の原則」を常に念頭に置き、市民と共に英知を結集し、協働の考え方のもとに役割を分担する中で、それぞれの責任を果たし、安定した市政を推進することである。

平成22年度は、「活力ある福祉都市かさおか」を目指すべき将来の都市像とする「第6次笠岡市総合計画」の初年度であり、新たな時代の流れに的確に対応したまちづくりを実現するため、引き続き市民の視点に立ち、市民の行政に対する満足度を上げ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを着実に進めていくことが重要である。

平成22年度予算編成にあたっては、国の施策方針及び地方財政対策が不透明であるが「21世紀のゆるぎない笠岡づくり」を推進するため、「財政運営適正化計画」の基本方針に基づく秩序ある財政運営を基本とし、事業の「選択と集中」を行い予算措置の重点化を進める。

また、全職員が予算編成の基本である「歳入に見合った歳出」を再認識し、全職場で市民の理解が得られるよう事業の取捨選択と創意工夫をすると共に経費節減を図り、限られた財源を効果的・効率的に活用した予算編成に取り組むこととする。

## 1 予算要求基準について

(1) 当初予算は、年間予算として編成する。年間を通じて予見できる収入及び支出はすべて当初予算に計上する。

(2) 笠岡市財政運営適正化計画の基本方針に基づき、掲載している具体的方策の実施を図る。

特に経常的経費については、改めてその必要性を成果面、コスト面等、ゼロから分析し、既存事業の廃止、縮小、整理・統合を進め、事業の重点度、優先順位の高いものから予算要求する。

(3) 事前評価の対象事業（P6）は、その評価結果によることとするが、条件付き採択とされた事業は、評価意見を反映させ、予算要求する。**（予算要求書の1次・2次提出期限に合わせ、政策・重点化枠と通常枠に分けて評価する。）**

(4) 一般会計については、枠配分方式とする。**（22年度から職員給は控除する。）**

① 歳入一般財源額を各部署へ配分し、その枠内での予算編成・査定の特権と責任を各部長等へ移管する。各部署の自主性・自立性を高め、施策目標の達成に対する成果と責任を明確にする。

② 一般財源配分額の所属部内流用は可能とする。

③ 各部署枠配分額は、平成22年度歳入一般財源総額から「政策・重点化枠」「特殊要因」に係る一般財源と**職員給(一般財源)を控除した額**とする。

※ **職員給の一般財源を把握するため、今回から1次提出分にその集計表を追加する。(P19)**

④ 各部署への一般財源配分方法は、平成21年度当初予算に係る一般財源から政策・重点化枠等を除いた「通常分**(職員給を除く)**」の額を基礎数値として按分を行う。

※ **H21「主要事業枠」分は、政策・重点化枠と通常枠とに仕分けを行い整理する。**

⑤ 所属部は、次のとおりとする。

政策部	
総務部	市民病院事務局 経理課（水道会計分） 西南水道
市民部	西部衛生組合 西部環境組合 老人ホーム組合
建設産業部	
上下水道部	経理課（下水道会計分）
教育委員会	中学校組合
	会計課 議会事務局 行政委員会 地区消防組合

※ 部に属さない単独部署は、部署単位の配分とする。

※ H21当初予算以降に新設の課等については、一般財源の組み換えを行う。

※ 特別会計，企業会計，一部事務組合に関する事項

予算編成にあたっては，一般会計に準じて編成するものとするが，独立採算を基本として，安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう，事業会計等としての認識を新たにし，経営の簡素合理化・効率化に努めるとともに，積極的に歳入の確保を図り，健全な運営に努める。

※ 下水道事業特別会計について

市債の発行額（6億円以内）と繰入金（13億円以内）の上限を設定する。

#### (5) 主要事業枠は，廃止する

※ 従来の主要事業枠事業のうち，政策的・重点的な事業は，政策・重点化枠に統合する。

※ 経常的な事業は，通常枠に統合する。

(参考：H21 主要事業枠 732,152千円)

#### (6) 政策・重点化枠

骨太方針の6つの柱のうち次に該当する事業及び平成20年度実施の市民意識調査により「強化領域」に位置付けられた事業を採択し，所要の一般財源について別枠で確保する。(対象事業整理表はP5のとおり)

#### ～～ 政策・重点化枠の採択等 ～～

- |  |
|--|
| ① 広く各課から事業募集を行い， <b>全ての事業(継続事業を含む)について事前評価を経て，政策的・重点的事业の位置づけを明確にし</b> ，庁議に諮り市長決定とする。 |
| ② <b>新規事業については，既存事業のスクラップに努める</b> ことで事業費の財源を確保する。                                    |
| ③ 単なるばらまき補助や団体運営補助は対象外である。   |
| ④ 政策・重点化枠一般財源総額は <b>別に規定する</b> 。(参考：平成21年度 88,226千円)                                 |

#### (7) 特殊要因

義務的経費等や長期債務負担設定分は，削減が不可能な経費として，所要の一般財源について別枠で確保する。

義務的経費等	公債費，定年退職手当(退職手当準備基金積立金を含む) 扶助費法定分，特別会計保険給付費法定分(一般会計支出ベース) 他会計公債費・他会計定年退職手当(一般会計支出ベース) 県営事業負担金 単市選挙費 市町村総合事務組合負担金(非常備消防費)
長期債務負担 設定分	償還助成利子補給 干拓負担金3事業 長期継続契約対象経費 教員住宅購入費 職員住宅賃借料

※ 扶助費法定分，保険給付費法定分は過大見積をしない。

※ 一組会計，病院会計は，11月中に定年退職手当を直接，職員課に聞く。

※ 県営事業負担金は、県営事業の縮小傾向を考慮し年間所要額を推計する。

(8) 調整枠

機構改革、制度変更等による一定の調整枠を設ける。

(9) 建設事業債発行の上限設定

① 事務事業評価対象ハード事業 4億円以内（財源対策債を除く）

※ 事業の選択については、評価チームに委ねる。

※ 一般財源の上限を2億円とする。

② その他ハード事業 4億円以内（財源対策債を除く）

※ 超過した場合は、担当部長等で協議を行い枠内への圧縮を図る。

※ 臨時財政対策債の発行が多額になることが見込まれるため、H21までの上限15億円（臨時財政対策債を含む）の設定については、地方財政計画の決定を待つこととする。

(10) 国庫補助事業等について

国の来年度予算編成及び政策決定が例年よりずれ込むことも予測されるので、当初予算査定時まで、内定があったものについて予算化する。不透明なものは、6月補正予算以降とする。

※ なお、継続事業(港湾・漁港・ソフト事業等)、新規事業(道路関係等)については、見込める範囲で予算要求をする。(1年間の必要一般財源を把握するため)

(11) 全般的事項について

① 市民要望の実施事業の選択にあたっては、市民生活に直結した緊急度の高い事業を優先し、実施手法・財源的な事業手法等を十分検討し、的確に応えうる施策の展開に努める。

なお、新規施策は、安易に単独事業とせず、補助事業等としての調査・検討を十分に行う。一方、存続する意義の薄れた事業や投資効果の少ない事業については、積極的に廃止・縮小を行う。

② 第6次笠岡市総合計画は策定中であるが、施策体系における位置付けを明確にする。

※基本計画の中項目別に集計する。(P21 小事業別一般財源集計表)

③ 既定の事業計画等であっても、将来の財政運営との整合性を考慮し、長期的、総合的な展望の下に、単年度に財政負担が集中しないよう可能な限り平準化を図る。

また、事業実施に伴う後年度の財政負担を明らかにするとともに、新規施策はもとより、既存の事業についても可能な限り終期を設定する。

④ 各事務事業について、市民協働の観点から民間との役割分担にも留意し、市の果たす役割を明らかにする。

⑤ 従前の予算、決算における議会の要望事項を反映させる。

平成22年度予算編成 政策・重点化枠対象事業整理表

骨太方針		総合計画		H20市民意識調査・強化領域
項目	内容	体系	施策	
定住促進政策		ずっと住み続けたいまち		
	離島振興	活気あるまちづくり	離島で安心して暮らせるまち	
	子育て支援	安心して暮らせるまちづくり	安心して子供を産み育てるまち	子育てしやすい環境づくり
	企業誘致	活気あるまちづくり	地元で働けるまち	企業の誘致
	雇用の創出	活気あるまちづくり	地元で働けるまち	働き場所の確保
	新・交流推進	安全で快適なまちづくり	公共交通を利用できるまち	公共交通の利便性の向上
土地利用活性化政策	都市計画マスタープランを基調とした施策	安全で快適なまちづくり	調和のとれた土地利用に取り組むまち	
	干拓有効利用	活気あるまちづくり	干拓地をいかしたまち	干拓地の有効活用
	団地造成等	安全で快適なまちづくり	調和のとれた土地利用に取り組むまち	
福祉のまちづくり政策		安心して暮らせるまちづくり	高齢者が生きがいをもって暮らせるまち	高齢者福祉の充実
		安心して暮らせるまちづくり	安心して医療を受けられるまち	医療・保健の充実
		安心して暮らせるまちづくり	市民一人ひとりが健康づくりに取り組むまち	医療・保健の充実
	弱者にやさしい多様な福祉制度の確立のための施策 各分野におけるバリアフリーの推進	全体系・全施策において対象		
安全・安心のまちづくり政策	安全・安心のまちづくりの各分野施策 (犯罪防止・交通事故防止)	安全で快適なまちづくり	笑顔で安心して安全に暮らせるまち	
	安全・安心のまちづくりの各分野施策 (非行防止)	心豊かな人づくり	学びが人を育てるまち	
	安全・安心のまちづくりの各分野施策 (防災)	安全で快適なまちづくり	危機に備えみんなを守るまち	
	地域コミュニティ・地域づくり団体との協働・協創支援施策	人と人がつながるまちづくり	市民とともに協働で進めるまち	
	地域とともに推進する環境基本計画に基づく分野別施策	安全で快適なまちづくり	地球にやさしい環境を守るまち	
教育とひとづくり政策	子供の健やかな成長・生涯学習による人づくりまちづくり・教育行政	心豊かな人づくり		

平成21年度 事前評価対象事業一覧表（平成22年度当初予算用）

	対象会計	対象期間	対 象 事 業	対 象		
				予算額	新規	継続
政策・重点化事業	一般会計	平成22年度 ～ 平成26年度	①骨太方針の6つの柱のうち、次に該当するもの 定住促進、土地利用活性化の推進、福祉のまちづくりの推進、 安全安心のまちづくりの推進、教育と人づくりの推進 ②平成20年度の市民意識調査で「強化領域」に位置づけられたもの (健康・医療、働きやすい環境づくり、子育て) ※政策重点化事業の詳細については、P. 3を参照のこと		◎	◎
ハード事業	全会計 (企業会計を除く)	平成22年度 ～ 平成26年度	○全体事業費3千万円、又は一般財源1千万円以上の普通建設事業 ○毎年予算措置のある維持工事費及び営繕工事費を除く	左記参照	○	○
ソフト事業	一般会計	平成22年度 ～ 平成26年度  (ただし、平成22年度を初年度とする事業を対象とする。)	○単年度一般財源300万円以上1千万円未満の普通建設事業 ○毎年予算措置のある維持工事費及び営繕工事費を除く	300万円以上 1,000万円未満	○	
			○イベント事業の定義は、不特定多数の人が参加または観客となり、実施期日が指定されている行事、催し物等とする ○イベント事業に対する補助金も含む	1円以上	○	
			○単市扶助費 ○国県補助事業への一般財源上乗せ事業	1円以上	○	
			①新規制度による償還助成、利子補給 ②各種協議会等負担金、年会費（出席者負担金、特別職に係るものを除く） ③個人への補助金、助成金、給付金（職員研修、職員互助会に係るものを除く） ④地区、団体、法人等への運営補助金、事業補助金（基金利子に伴う交付金を除く）	1円以上	○	
			○事業費100万円以上の事業 ○事業予算経理している事業も含む	100万円以上	○	

■新規事業について

※「◎」は、別枠予算とする

新規事業については、既存事業のスクラップに努めることで事業費の財源を確保すること。

■次の事業は作成不要

- ① 県営事業負担金、下水道受益者負担金、他会計への負担金補助金、干拓負担金
- ② 全額、国・県支出金事業又は受託事業（緊急雇用、統計、選挙等）。ただし、事業内容を企画政策課へ事前に協議すること。
- ③ 国の法令等に基づき実施が義務づけられている事業であって、その事業費が国の法令等により定まっているもの（医療給付・生活保護扶助費等）
- ④ 従前と同等機能の備品のリプレース

## 2 歳入に関する事項

### (1) 基本的事項

- ① 歳入全般にわたって、各種資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ**経済の見通し、国、県の予算編成に十分留意する。**

### (2) 市 税

- ① 今後における経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込みを算定する。
- ② 賦課徴収事務の合理化、課税客体の完全な把握と徴収率の向上に努め、積極的に税収の確保を図る。

### (3) 国・県支出金

- ① **国の補助金等の整理合理化等により大幅な削減が予想されるところであり、特に注意する。**
- ② 国・県の予算の動向を十分把握するとともに、本市の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについて実施する。計上にあたっては、関係機関との連絡を密にし、国・県補助制度の変更等を的確にとらえ、確実な収入見込額とする。
- ③ 補助基本額、補助率を明記する。
- ④ **新規事業は、補助金等の名称、種類など県の担当者によく確認する。**
- ⑤ 支出科目（節）が補助対象経費と合致しているかなど、補助要綱で確認する。

### (4) 財産収入

- ① 財産管理の適正化と運用の合理化に努め、保有価値の少ない処分可能な財産、物品等については積極的に整理し、収入の確保を図る。特に財産貸付が長期化しているものは、売却処分する。

### (5) 市 債

- ① 市債償還が後年度への負担となり、財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、計画的な活用を図ることを基本として、適債事業を厳選し正確に算定する。
- ② 充当率は別紙(P17)のとおりとする。対象事業費、充当率を明記する。なお、財源対策債を含んだ充当率とし、算出基礎欄へ通常分と財対分を明記する。

### (6) その他

- ① 市税、使用料、負担金等に係る過年度未収金については、整理計画を立て、収納対策本部での取組みあわせ、その完全回収に努める。
- ② 一般会計以外の基金利子、預金利子は、一般会計の利率と整合を図る。

### 3 歳出に関する事項

#### (1) 基本的事項

- ① 事務事業のコストを常に意識し、行政の守備範囲を模索し、住民サービスと負担の公平確保、節減合理化に努める。
- ② 新規事業については、総合的、長期的観点から特に必要性、緊急性、行政効果、財政負担等を十分検討し、その実施にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるよう工夫に努める。
- ③ **国、県補助金等が廃止・縮小されるものは、当該事業もあわせて廃止・縮小する。**
- ④ 平成14年9月10日付、「グリーン購入の推進について」及び「地球温暖化対策実行計画」により、環境負荷の低減に努める。

#### (2) 人件費

- ① 給与費の算定については、**10月末**に配付される職員課からの算出資料等を参考に見積もる。
- ② 報酬については、新規分は要求書積算欄に根拠条例を明記する。
- ③ イベント・行事に係る時間外勤務等については、代休日の取得を基本とする。
- ④ 各会計における退職手当については、定年退職分は当初予算での措置とする。また、一般会計の定年退職手当は、「退職手当準備基金」により、年度間の平準化を図ることとする。
- ⑤ 退職手当準備基金の繰入・予算積立は、職員課で行う。

#### (3) 賃 金

- ① 臨時業務がある場合でも、業務内容・人員・日数等を十分精査し、可能な限り事務の合理化等で対応すること。単価については、現行単価とする。
- ② 嘱託職員に係る給料手当は、「賃金」の細節「嘱託職員賃金」で要求する。
- ③ 臨時職員に係る賃金は、一般会計について、病休・産休・育休代員を除き、各部署の予算要求措置となっている（H17から）。ただし、補助事業等で算定しているものは従前どおりとする。また、社会保険料も従来どおりとする。
- ④ **緊急雇用創出事業(県補助金)の積極的活用により、一般財源の圧縮に努める。**  
(詳細は、産業振興課と協議する。)

#### (4) 旅 費

- ① 同一事業に係る出張は1名とし、定例的な大会・研修会等の形式的な出席は控える。

#### (5) 需用費

- ① 消耗品費
  - ・ 消耗品等については、可能な限り部単位やフロア単位の一括管理とし、事業事務費以外は予算の集中を図り経費節減する。
  - ・ コピー代及び郵便料は、各部主務課での予算措置とする。



② 食糧費

- ・日当、費用弁償等を支出している会議等の茶菓子及び昼食は、再検討するとともに、会議時間等の調整により最小の経費を計上する。

⑥ 燃料費、光熱水費

- ・前年度決算及び直近の実績表を添付する。

(6) 委託料

- ① 定例的に委託している事業について、安易に前年度実績にとられることなく、ゼロベース予算の考えで委託内容を必ず精査・再検討し計上する。
- ② 長年、随意契約となっているものは、競争原理の導入や長期継続契約への検討などを進める。
- ③ 測量設計等については、極力、職員で行い最小の経費で計上する。
- ④ 民間への委託が可能と認められる業務は、事業効果、経済効果を検討した上で積極的に委託する。
- ⑤ **市民活動団体が、その技術や専門性などを発揮して実施することによって、より事業効果を期待できる事業は、市民協働の手段の一つとして、事業費を適切に積算し委託する。**
- ⑥ 基幹系電算委託業務は、行革 I T 推進課が査定・通知する額とする。(11 月中旬までに通知) 新規電算委託業務も行革 I T 推進課の評価・査定となることから、早めに協議検討する。

(7) 工事請負費

- ① 民間の建設コストや他都市の状況と比較し、割高となっている工事のコスト縮減に取り組む。
- ② **補助事業については、補助率・額の改廃に留意し、関係機関と連絡を密にし、年度途中で大きな変更のないよう特に注意する。**
- ③ 予算要求額は、原則として概算設計に基づいて対応するとともに過小、過大な設計内容とならないよう特に留意する。

(8) 備品購入費

- ① 買替備品については、購入年月日等参考事項を記入する。
- ② 購入価格が 3 万円未満のものは、需用費の消耗品費で計上する。
- ③ 参考図書にあっては、追録が必要なものは原則として認めない。
- ④ パソコンの購入は、行革 I T 推進課の要求単価にあわせ、一括入札に参加する。その他 I T 機器等の単価は、事前に財政課に相談する。
- ⑤ 自動車購入は、登録年月日、走行距離を記入する。1 1 年以上又は 1 1 万キロ以上の条件を満たしていること。(経費等の詳細については、財政課車両担当に問い合わせる。) 自動車も複数課一括入札とする。

#### (9) 負担金補助及び交付金

- ① 行政の守備範囲を明確にし、公共性・必要性・行政効果等全面的な見直しを行い、被交付団体の事務事業の実態を把握し、総合的な見地から廃止・縮小・統合等、整理合理化を積極的に進める。
- ② 協議会等への会費・負担金については、徹底的に見直し、食糧費等を含む場合は、事務局と協議して減額する。
- ③ **市民活動への補助については、協働の観点から市民の自治活動としての効果的な広がりを十分考慮する。**

#### (10) 公債費

- ① 一般会計以外の長期債・一時借入金利子は、一般会計の利率と整合を図る。

### 4 普通建設事業に関する事項

- ① 計画的な事業実施を基本として、1年目は全体計画、他との関連、投資効果、位置の決定、完成後の管理運営方法について検討し、2年目は新たに用地を必要とするものは確保し、また、許認可等の見通しを立て、3年目で工事を施工するという基本方針に基づいて計画する。
- ② 各種施設の建設事業については、用地の有効利用、管理運営経費の軽減を図り、施設の果たす機能、完成後の運営方法を明確にする。
- ③ 工事施工年度前の実施設計については、特定財源が確保できる場合に限り行う。
- ④ 補助事業等の事務費については、人件費を最大に設定し、需用費、役務費等の経常経費にも充当する。
- ⑤ 毎年度、多額の繰越事業が発生している担当課については、年次的にその解消を図る。
- ⑥ 土地開発公社・土地開発基金で用地先行取得しているものは、事前に関係課を含めて財政課と協議のうえ、買い取り計画を策定する。

### 5 財政査定の考え方

一般財源枠内での予算要求部署については、財政査定は次の項目について査定を行う。枠を超えた部署については、従前どおりの査定とする。

- ① 地方財政対策等、制度変更による修正
- ② 予算編成方針からの逸脱、無理、無駄のチェック
- ③ 積算単価の妥当性チェック、庁内の整合性、統一化
- ④ 予算費目、計算誤りの修正、不足資料の要求、追加
- ⑤ 伺済み方向決裁や施策方針に反する事務事業のチェック
- ⑥ 事務事業評価結果と予算要求内容のチェック等
- ⑦ 総合的、全体的予算調整

8 枠配分のイメージ図

